

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例の改正について

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

前橋市長 小 川 晶

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例（令和 4 年前橋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（使用料等）

第 8 条 利用許可施設を利用しようとする者は、別表に定める使用料又は市規則で定める附属設備使用料（以下これらを「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 使用料等は、利用許可を受ける際、納付するものとする。ただし、別表に規定する加算使用料その他市長が必要と認める使用料等は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに納付することができる。

別表の(2)の表を次のように改める。

(2) 地域交流施設

利用区分			使用料 (1 時間につき)
多目的室 1	営利を目的としない場合	基本使用料	8 0 0 円
	営利を目的とする場合	基本使用料	1 , 6 0 0 円
		加算使用料	売上高の 3 0 パーセントの額
多目的室 2	営利を目的としない場合	基本使用料	8 0 0 円
	営利を目的とする場合	基本使用料	1 , 6 0 0 円
		加算使用料	売上高の 3 0 パーセントの額
調理室	営利を目的としない場合	基本使用料	1 , 2 5 0 円
	営利を目的とする場合	基本使用料	2 , 5 0 0 円

		加算使用料	売上高の 30 パーセントの額
--	--	-------	-----------------

別表摘要中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 地域交流施設の加算使用料については、当該施設の 1 回当たりの利用が 1 時間を超えるときは、当該 1 回当たりの売上高を基礎として計算するものとする。

5 広場（屋外ステージを除く。）の加算使用料については、当該施設の 1 回当たりの利用が 1 日を超えるときは、当該 1 回当たりの売上高を基礎として計算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。